

諸外国の監査法人制度等の比較

平成 18 年 5 月 29 日

諸外国の監査法人制度等の比較

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
1. 公認会計士数	公認会計士 16,538 名 会計士補 6,079 名 (2006年4月末)	米国公認会計士協会(AICPA)登録会員:335,111名 (2005年5月)	勅許会計士6団体 登録会員合計 325,838名 (2005年2月)	公認会計士協会(OEC) 登録公認会計士 17,464名 (2005年4月) 会計監査役協会(CNCC) 登録会員 18,470名 (2005年4月)	経済監査士会議所(WPK) 登録会員 経済監査士 12,578名 宣誓帳簿監査士 4,091名 (2006年1月)	—
2. 規模毎の監査法人数	公認会計士数が5-25名の監査法人が約92%。 公認会計士数 事務所数(%) 1,500-2,000名・・・4(2.6) 200-300名以下・・・1(0.7) 100-199名以下・・・ 25-99名以下・・・7(4.6) 25名以下・・・140(92.1) 合計・・・152 (2005年3月末)	公認会計士数が24名以下の事務所が約99%。 公認会計士数 事務所数(%) 4大監査事務所・・・4(0.01) 中規模監査事務所・・・6(0.01) 100名以上・・・35(0.08) 50-99名以下・・・75(0.2) 25-49名以下・・・272(0.6) 1-24名以下・・・44,024(99.1) 合計・・・44,416 所属公認会計士数 4大事務所計 20,165名 中規模事務所計 4,663名 (2004年7月末) ※ 個人での開業も監査事務所としてカウント。	勅許会計士20名以下の事務所が約99%。 勅許会計士数 事務所数(%) 51名以上・・・14(0.2) 21-50名・・・26(0.4) 1-20名・・・6,857(99.4) 合計・・・6,897 (2004年12月末)	不明。 (参考)監査事務所の規模別の所属人数割合 50名超・・・42% 20-49名・・・13% 1-19名・・・45%	不明。 (参考) 経済監査士会社 2,318社 宣誓帳簿会社 150社 (2006年1月)	—
3. 監査従事割合	・公認会計士の約53%が監査法人に所属し、監査を含む業務に従事。 (2005年3月末)	・公認会計士の約40%が監査事務所に所属し、監査を含む業務に従事。 (2005年7月末)	・勅許会計士の約20%が監査事務所に所属し、監査を含む業務に従事。	・会計監査役の約50%が監査事務所に所属し、監査を含む業務に従事。	・経済監査士の約54%、宣誓帳簿監査士の約90%が監査事務所に所属し、監査を含む業務に従事。	—

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
					(2005年1月)	
4. 主な法定監査の種類	<ul style="list-style-type: none"> 証券取引法に基づく上場会社等への監査 会社法に基づく株式会社(小規模会社を除く)の監査 	<ul style="list-style-type: none"> 証券取引所法に基づく上場会社等の監査 	<ul style="list-style-type: none"> 金融サービス局(FSA)上場規則に基づく上場会社の監査 会社法に基づく株式会社等(小規模会社を除く)の監査 	<ul style="list-style-type: none"> 商法に基づく株式会社等(小規模会社を除く)の監査 	<ul style="list-style-type: none"> 商法に基づく上場会社を含めた株式会社(小規模会社を除く)の監査 	—
5. 法定監査対象会社数	<ul style="list-style-type: none"> 商法・証取法に基づく監査対象 3,838社 証取法監査対象 592社 商法監査対象 5,465社 その他 10,738社 (2005年3月末) 	<ul style="list-style-type: none"> 証券取引所法に基づく監査対象上場会社 約12,000社 (2005年) 	<ul style="list-style-type: none"> 会社法に基づく監査対象会社 約542,900社 (2004年3月) ロンドン証券取引所の上場会社数 3,091社 (2005年12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 商法に基づく監査対象会社 約200,000社 (2002年) 	<ul style="list-style-type: none"> 商法に基づく監査対象会社 17,338社 (2000年) 	—
6. 監査業務に対する規制の態様 (1)法律と自主規制の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 監査全般について、公認会計士法で制定。 監査全般について、日本公認会計士協会が自主規制規則を制定。 	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社等(SEC登録会社)監査について、SEC・PCAOB(公的監視の規則)で制定。 各州において、公認会計士法で制定。 監査全般については、AICPAが自主規制規則を制定。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査全般について、会社法で制定。 上場会社等の監査について、財務報告協議会(FRC)の規則で制定。 監査全般について、自主規制団体(ICAEW等)が自主規制規則を制定。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査全般について、商法で制定。 上場会社等について、金融安定化法、AMFの規則で制定。 監査全般について、自主規制団体(CNCC)が自主規制規則を制定。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査全般について、経済監査士法で制定。 上場会社等の監査について、商法で制定。 監査全般について、自主規制団体(WPK)が自主規制規則を制定。 	<ul style="list-style-type: none"> 法定監査に関する規則について、第8次指令にて制定。

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
(2)上場・非上場会社での監査のあり方の相違 (i) 監査基準 (ii) 独立性規則	<ul style="list-style-type: none"> 全ての監査に、「監査基準」が一律に適用。 公認会計士法において、公認会計士の使命として独立性を求めるとともに、大会社等の監査に同時提供の禁止規制等が適用。 監査全般に日本公認会計士協会による倫理規則が適用。 	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社の監査にはPCAOBが定める監査基準、非上場会社の監査には、AICPAが定める監査基準が適用。 上場会社等の監査にSEC及びPCAOBによる独立性規則等が適用。 監査全般にAICPAによる倫理規則が適用。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての監査に、英監査基準が一律に適用。 監査全般に監査実務審議会(APB:FRCの下部組織)による独立性規則等が適用。 監査全般に自主規制機関による倫理規則が適用。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての監査に、仏監査基準が一律に適用。 監査全般に商法に基づく独立性規則等が適用。 監査全般に自主規制機関による独立性規則が適用。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての監査に、独監査基準が一律に適用。 監査全般に経済監査士法に基づく独立性規則等が適用。 監査全般に自主規制機関による独立性規則が適用。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての監査に、国際監査基準を適用予定。 全法定監査に、独立性に対する脅威とセーフガードを定めた原則ベースの規則が適用。 公益事業体には、主要監査人のローテーション等の追加的な要件。 <p>(注)公益事業体には、上場会社、銀行、保険会社、大規模会社等が含まれる。</p>
7. 監査法人のガバナンス・開示等 (1)監査法人の社員資格等	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人の社員(持分所有者)は、公認会計士でなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査事務所の持分所有者の構成は州法により規定 多くの州で、持分の過半数は公認会計士によって所有されなければならないとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査事務所の持分の過半数は、監査人としての適性を有する者によって保有されなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査事務所の持分の75%以上は、監査人としての適性を有する者によって保有されなければならない。(但し、第8次指令により過半数へと改訂される) 	<ul style="list-style-type: none"> 監査事務所の持分の過半数は、監査人としての適性を有する者によって保有されなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査事務所の持分の過半数は、法定監査人としての適性を有する者によって保有されなければならない。

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
		<ul style="list-style-type: none"> ・監査事務所の持分所有者は、監査事務所の業務に参加しなければならない。 ・ボードを設置する場合、多くの州で、メンバーの過半数は公認会計士でなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査事務所の持分所有者に、監査事務所の業務への参加は求められていない。 ・ボードを設置する場合、メンバーの過半数は公認会計士でなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査事務所の持分所有者に、監査事務所の業務への参加は求められていない。 ・ボードを設置する場合、メンバーの75%以上は会計監査役でなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査事務所の持分所有者に、監査事務所の業務への参加は求められていない。 ・ボードを設置する場合、メンバーの過半数は経済監査士でなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査事務所の持分所有者に、監査事務所の業務への参加は求められていない。 ・ボードを設置する場合、メンバーの過半数～75%は、法定監査人としての適格性を有する者でなければならない。
(2)監査法人による開示	<ul style="list-style-type: none"> ・監査法人固有の開示義務はない。 ・大手監査法人は、売上高等を自発的に公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査事務所固有の開示義務はない。 ・大手監査事務所は、売上高等を自発的に公表。 ・SEC登録企業の監査事務所は、ピア・レビューの結果、持分所有者数、事務所数等の開示を求められている(AICPAの規則)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査事務所固有の開示義務はない。(但し、第8次指令により求められる) ・PLC(非公開有限責任会社)、LLP形態を用いる場合、一般的要求に基づき、財務諸表を会社登記所に提出することが求められている。 ・PLC、LLP形態を用いる場合、一般的要求に基づき、勅許会計士による監査が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査事務所固有の開示義務はない。(但し、第8次指令により求められる) ・大手監査事務所は、売上高等を自発的に公表。 ・会社形態を用いる場合、一般的要求に基づき、透明性報告書を商事裁判所に提出することが求められている。 ・株式会社形態等を用いる場合、一般的要求に基づき、一定規模以上の会社には、会計監査役による監査が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査事務所固有の開示義務はない。(但し、第8次指令により求められる) ・大手監査事務所は、売上高等を自発的に公表。 ・株式会社形態(小規模会社を除く)を用いる場合、一般的要求に基づき、財務諸表を開示することが求められている。 ・株式会社形態を用いる場合、一般的要求に基づき、一定規模以上の会社には、経済監査士による監査が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査事務所に対して、事業年度終了後3ヶ月以内に、ガバナンス構造、品質管理システム、売上高等を記載した年次報告書の公開を求めている。

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
(3) 監査報告書の署名	<ul style="list-style-type: none"> 代表社員及び業務執行社員が自署、押印。 指定証明の場合、指定社員(=業務執行者員)が自署、押印。 	<ul style="list-style-type: none"> 筆頭業務執行社員が監査事務所名を署名。 	<ul style="list-style-type: none"> 筆頭業務執行社員が監査事務所名を署名。 	<ul style="list-style-type: none"> 筆頭業務執行社員が自署。 ボードメンバー及び筆頭業務執行社員が署名することが多い。 上場会社は、共同監査が義務づけられているため、2事務所から2名計4名の署名がされることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 筆頭業務執行社員が自署。 	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも監査を実施した法定監査人が署名。 業務執行社員、監査事務所名のいずれを署名すべきかについて記載はない。 署名者(個人名)を当局(又は自主規制団体)に通知する必要。
8. 監査法人等の独立性規制 (1) 非監査業務の同時提供禁止 (ii) 根拠規定	(ii) 公認会計士法: 禁止業務を列挙。 ・倫理規則(日本公認会計士協会): 独立性に影響を与える脅威に対して、セーフガードの適用を求める原則ベースの方法	(ii) 証券取引所法、PCAOB規則: 禁止業務を列挙。 ・倫理規則(AICPA): 独立性に影響を与える業務を例示する方法	(ii) 倫理規則(APB): 独立性に影響を与える状況に対して、セーフガードの適用を求める原則ベースの方法。	(ii) 商法: 独立性を侵害する行為を禁止。 ・倫理規則: 独立性に影響を与える業務を例示する方法。(但し、第8次指令の適用を受ける)	(ii) 商法: 禁止業務を列挙 ・倫理規則: 独立性に影響を与える脅威に対して、セーフガードの適用を求める原則ベースの方法	(ii) 独立性に影響を与える状況に対して、セーフガードの適用を求める原則ベースの方法
(ii) 規制対象	(ii) 公認会計士法: 大会社等 倫理規則: 全ての会社	(ii) 証券取引所法: 上場会社 AICPA倫理規則: 全ての会社	(ii) 倫理規則: 全ての会社 (注) 上場会社には非上場会社より厳しい基準を設定	(ii) 商法: 全ての会社	(ii) 商法: 全ての会社 (注) 上場会社等には追加的な禁止業務を規定	(ii) 法定監査対象の被監査事業体
(iii) 禁止業務	(iii) 主に以下の業務を禁止 ① 会計帳簿の記帳の代行 その他の財務書類の調製	(iii) 主に以下の業務を禁止 ① 会計記録又は財務諸表に関連する記帳サービス	(iii) 独立性に影響があり得る非証明業務として下記の業務を例示。	(iii) 独立性の観点から、主に以下の業務が禁止される	(iii) 主に以下の業務を禁止 ① 帳簿記入、監査対象の年度決算書の作成	(iii) 特に定められていない。

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
	に関する業務 ②財務又は会計に係る情報システムの整備・管理業務 ③財産の証明又は鑑定評価業務 ④保険数理業務 ⑤内部監査の外部委託業務 ⑥証券業 ⑦投資顧問業 等	②財務情報システム設計と導入 ③鑑定・評価サービス、適正性意見、寄付金報告書 ④保険数理サービス ⑤内部監査の外部委託業務 ⑥経営管理機能又は人事管理 ⑦証券業 ⑧監査と関係しない法律業務等 ⑨PCAOBが規則により規定した業務(例えば、積極的な税務取引への関与等)	①財務書類の調整に関する業務 ②IT業務 ③鑑定・評価業務 ④保険数理業務 ⑤内部監査の外部委託業務 ⑥法律業務 等	①税務業務 ②給与計算 ③会計記帳業務	②内部監査の実施に影響を及ぼす行為 ③経営指導・財務業務 ④保険数理・評価業務 ※上場会社への追加規制 ①重要な法律・税務相談業務 ②会計情報システムの開発等	
(2)就職制限 関与社員の就任先への監査制限、被監査会社への就任の制限	・関与社員の就任先への監査制限(監査対象期間の期末から1年間) ・被監査会社への就任の制限(監査対象期間の期末から1年間)	・筆頭業務執行社員、品質管理担当社員等の就任先への監査制限(年次報告書をSECに提出した日から1年間) ・被監査会社への就任の制限(監査契約への関与がなくなった日から1年間)	・筆頭業務執行社員、品質管理担当社員等の就任先への監査制限(原則、監査契約を辞任した日から2年間)	・被監査会社等への就任の制限(監査辞任から5年間)	・特段の定めはない。	・公益事業体を監査する場合、筆頭業務執行社員等の監査先への就職制限(監査契約を辞任した日から2年間)
(3)ローテーション (i)監査人のローテーション - ローテーション対象監査	・大会社等の監査	・上場会社の監査	・上場会社の監査	・公開会社の監査	・上場会社等の監査	・公益事業体の監査

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
- ローテーション対象者	①業務執行社員、審査担当社員 ②大手監査法人の筆頭業務執行社員、審査担当社員 (日本公認会計士協会倫理規則)	①筆頭業務執行社員、審査担当社員 ②年間10時間以上、関与した社員 ③被監査会社連結グループの重要な子会社の筆頭業務執行社員	①筆頭業務執行社員、審査担当社員 ②被監査会社連結グループの重要な子会社等の筆頭業務執行社員	・筆頭業務執行社員	・筆頭業務執行社員	・筆頭業務執行社員 ・重要な子会社の筆頭業務執行社員 ・署名社員
- 継続可能期間—インターバル	①7年—2年 ②5年—5年	①5年—5年 ②・③7年—2年	①5年—5年 ②7年—2年	・6年毎(インターバル期間の定めはない)	・7年—3年	・7年—2年
(ii)監査法人のローテーション	・なし	・なし	・なし	・なし	・なし	・なし
(iii)中小監査法人へのローテーション規制	・大会社等を監査する場合、中小監査法人に対しても適用。 (但し、周辺地域において公認会計士が不足している等により、交替が著しく困難な状況にある場合、ローテーションを免除)。	・上場会社を監査する場合、顧客が5未満、かつ、持分所有者が10人未満の会計事務所は、PCAOBの独立性レビューを条件として、ローテーションを免除。	・上場会社を監査する場合、中小監査事務所に対しても適用。	・公開会社を監査する場合、中小監査事務所に対しても適用。	・上場会社等を監査する場合、中小監査事務所に対しても適用。	・公益事業体を監査する場合、中小監査事務所に対しても適用。
9. 監査人の選任、監査報酬の決定等 (1)監査人の選任方法	・上場・非上場の区別なく、株主総会において選任。 ・但し、監査役、監査役会又は監査委員会の同意権あり。	・上場会社では、監査委員会が選任。	・上場・非上場の区別なく、株主総会において選任。 ・但し、上場会社では、監査委員会の提案に基づき、株主総会に議案を提出(提案に基づかない場合、	・上場・非上場の区別なく、株主総会において選任。 ・公開会社では、監査人選任の議案作成の決議に最高経営責任者等が関与することができない。	・上場・非上場の区別なく、株主総会において選任。	・公益事業体では、原則、監査委員会の推薦に基づき議案が作成され、株主総会において選任。 ・非公益事業体では、株主総会において選任。

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
			年次報告書にその旨、理由を記載)。			
(2) 監査報酬の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、取締役会で決定。 ・但し、監査役、監査役会又は監査委員会に同意権あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社では、監査委員会にて決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場・非上場の区分なく、株主総会において決定。 ・但し、上場会社では、監査委員会の承認が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社と経営者との契約において決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社においては、監査役会で決定し、株主総会で承認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の規定なし(但し、監査報酬が被監査会社に対する追加的な業務の提供により影響されること、成功報酬体系によることは認められていない。)
(3) 監査委員会等における財務専門家の要求	<ul style="list-style-type: none"> ・監査役が財務専門家であることは要求されておらず、また、監査役会又は監査委員会における財務専門家も要求されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員会に最低1名財務専門家が存在するか、存在しない場合はその理由を年次報告書にて開示することが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員会には、最低1名財務専門家が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員会の設置は要求されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査役会において財務専門家は、特段、要求されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益事業体における監査委員会には、最低1名会計・監査に関する専門家が必要
10. 監査人の交代 (1) 会社の対応 (i) 交代の方法 (ii) 交代があった場合の開示	<ul style="list-style-type: none"> ・監査人は、株主総会の決議によって解任される。 ・上場会社は、監査人が交代した際に、その旨及び理由を直ちに開示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査人は、監査委員会の決議によって解任される。 ・上場会社は、監査人が交代した場合、監査人との間の意見の不一致の有無等及びそれに対する監査人の意見を臨時報告書で 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場・非上場の区分なく、監査人は、株主総会によって解任される。 ・但し、上場会社では、監査委員会の提案に基づきことが求められる。 ・会社は、解任の旨を会社登記所に通知する。また、監査人から預託された陳述書を、原則、株主・債権者等に送付するか、裁判 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な理由がある場合以外に監査人を解任できない。 ・公開会社については、監査人が期中で交替した場合、AMFへの情報提供が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な理由がある場合以外に監査人を解任できない。 ・特段の定めはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な理由がある場合以外に監査人を解任できない。(会計処理についての見解の不一致は、適切な理由に該当しない)。

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
		開示する。また、委任状勧誘資料に記載し、株主に開示。	所に申立てることが求められている。			
(2)監査人による交代理由の開示	・監査人による開示義務はない。 (ただし、会計監査人は、株主総会に出席し、解任についての意見を述べることができる。)	・会社と意見の不一致があった場合、又は不正が発見された場合、臨時報告書で意見陳述することが求められている。	・監査人は、株主・債権者等に注意を喚起すべきと考える事情等を陳述書に記載し、会社に預託することが求められている。	・公開会社については、監査人が期中で交代した場合、AMFへの情報提供が求められている。	・特段の定めはない。	・法定監査人又は監査事務所は、任期中の解任、辞任があった場合、監督当局に連絡することが求められている。
11. 不正発見時の監査人の対応 (1)監査役、監査役会、監査委員会への連絡	・不正が発見された場合、原則、経営者に報告が求められる。 ・取締役(又は執行役)の不正が発見された場合、監査役、監査役会、監査委員会に報告が求められる。	・不正が発見された場合、原則、経営者に報告が求められる。 ・上級経営者の不正が発見された場合、監査委員会等に報告が求められる。	・不正が発見された場合、原則、経営者に報告が求められる。 ・上級経営者の不正が発見された場合、監査委員会等に報告が求められる。	・不正が発見された場合、原則、経営者に報告が求められる。 ・上級経営者の不正が発見された場合、ガバナンス責任者に報告が求められる。	・不正が発見された場合、原則、経営者に報告が求められる。 ・上級経営者の不正が発見された場合、監査役会等に報告が求められる。	・法定監査人は監査の過程で発見した重要な問題について、監査委員会に報告することが求められている。
(2)当局への通報義務	・特段の定めはない(但し、不正等が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらすと判断した場合、不適正意見を表明し、外部に報告しなければならない)。	・上場会社の監査において、財務諸表に重大な影響を与える違法行為が発見され、経営者、取締役会等が必要な措置をとらなかった場合、SECに通報。	・銀行等の監査において発見された違法行為について、FSAに通報。	・刑事行為について、監査人は検察官に通報。 ・上場会社等の監査において発見された違法行為について、監査人はAMFに通報。	・特段の定めはない。	・特段の定めはない。

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
12. 監査人の刑事責任	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士個人につき有価証券報告書等の虚偽記載罪の共同正犯又は幫助(証券取引法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年次報告書等につき故意による虚偽記載ないし重要事実の省略がなされた場合 個人－500万ドル以下の罰金若しくは20年以下の懲役又は併科 法人－2,500万ドル以下の罰金 ※監査法人に対して適用した事例はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法改正により、監査報告書に関する新たな刑事責任(罰金刑のみ)が設けられる予定。(故意または過失により、重要事項につき虚偽の事項を監査報告書に記載した者は、罰金刑に処される。本条に関しては、法人自身は処罰対象とされていない。) ※なお、従前より、監査報告書に虚偽記載を行った監査人は、刑法の一般規定(詐欺・横領)による処罰対象となる(法人自身も処罰対象とされている。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・被監査会社の状況について虚偽の情報を提供・追認した会計監査役は5年以下の禁固若しくは罰金(75,000ユーロ)又は併科。 ※法人処罰規定あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度決算書等について、監査の結果に関し、決算書監査人またはその補助者として不正に報告を行った者、虚偽の監査証明書を作成した者は、3年以下の懲役又は罰金。 ※法人処罰規定なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(一般的な制裁として)指令の規定に従った法定監査を実施していない場合には、有効、相応で抑止効果のある制裁を規定する。制裁は、承認撤回の可能性を含まなければならない。
13. 監査人の行政責任	<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒処分(登録の抹消、解散命令、業務停止、戒告)(公認会計士法) ・1年以内の監査証明不受理(証券取引法) ・会計監査報告の虚偽記載につき、100万円以下の過料(会社法) 	<ul style="list-style-type: none"> ○PCAOBによる処分 <ul style="list-style-type: none"> ・登録の一時停止・抹消、他の監査事務所への就業禁止、業務停止、譴責、専門職業教育・訓練の要求、民事制裁金、PCAOBの規則にて定めるその他の適切な処分 ○SECによる処分 <ul style="list-style-type: none"> ・関連業務の一時的又は終局的差止命令の申立て、譴責、業務停止、違法行為停止命令、業務改善命 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主規制団体による処分(ICAEWによる場合) <ul style="list-style-type: none"> ・除名、開業資格の取り消し、開業の申請資格の停止、嚴重な戒告、戒告、罰金(制限なし。ただし、懲戒手続のガイダンスにて基準金額を記載。) ○会計士調査・懲戒審議会(AIDB-FRCの下部組織)による処分 <ul style="list-style-type: none"> ・重大な問題が生じている場合、監査事務所等に対 	<ul style="list-style-type: none"> ○資本市場監督機関(AMF)による処分 <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社の監査を実施する監査事務所に対して、業務停止、戒告、罰金(150万ユーロ又は不正利得の10倍のいずれか大きい額以下) ○地方懲戒委員会(一種の裁判機関)による処分 <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査役に対して、登録抹消、業務停止、戒告、警告 	<ul style="list-style-type: none"> ○職業裁判所による処分(重大な違反の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・除名、業務停止、嚴重な戒告、戒告、罰金(10万ユーロ以下) ○経済監査士会議所(WPK)による処分(軽微な違反の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・戒告、罰金(1万ユーロ以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(一般的な制裁として)指令の規定に従った法定監査を実施していない場合には、有効、相応で抑止効果のある制裁を規定する。制裁は、承認撤回の可能性を含まなければならない。

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
		令、民事制裁金	して、開業登録等の抹消、一定期間の業務停止、厳重な戒告、戒告、罰金			
14. 監査人の民事責任 (1)組織形態	・合名会社に準じた特別法人	○無限責任の組織形態 ・ジェネラル・パートナーシップ (GP: General Partnership) ○有限責任の組織形態 ・有限責任パートナーシップ (LLP: Limited Liability Partnership) ・合同会社 (LLC: Limited Liability Company) ・株式会社 (Corporation) ※大手監査事務所では LLP が一般的	○無限責任の組織形態 ・ジェネラル・パートナーシップ (GP) ○有限責任の組織形態 ・有限責任パートナーシップ (LLP) ・公開有限責任会社 (Public Limited Liability Company) ・非公開有限責任会社 (Private Limited Liability Company) ※大手監査事務所では LLP が一般的	○無限責任の組織形態 ・専門職民事会社 ○有限責任の組織形態 ・有限責任パートナーシップ (LLP) ・株式会社、株式合資会社、有限責任会社 ※大多数の監査事務所は株式会社	○無限責任の組織形態 ・合資会社、合名会社、ジェネラル・パートナーシップ ○有限責任の組織形態 ・株式会社、株式合資会社、有限責任会社 (Limited Liability Company) ※大多数の監査事務所は LLC	・特段の定めはない。
(2)法定監査に関する損害賠償請求額の上限の法定	・被監査会社に対する会計監査人の責任の一部免除制度(会社法)。 ・指定社員制度(公認会計士法)。	・上限の法定なし。	・上限の法定なし。 ※会社法改正により、被監査会社との契約による上限の設定が認められる予定。	・上限の法定なし。	・上限の法定あり。 被監査会社に対する過失による賠償責任の限度額は、1監査につき100万ユーロ、上場株式会社の監査の場合、1監査につき400万ユーロ。 契約による排除・制限不可。	・特段の定めはない。 ※欧州委員会において、加盟国に対する勧告につき検討中。

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
					※不法行為に基づく損害賠償請求に関しては適用外	
(3) 比例責任制の導入 (注) 比例責任制とは、二人以上の加害者(取締役と監査人など)が存在する場合、各人が自己の過失割合に応じた損害についてのみ責任を負う制度	・比例責任制についての明文の規定はない。	・比例責任制度については40以上の州で適用されている。	・比例責任制について明文の規定はない。 ※会社法改正により、被監査会社との比例責任制が明示的に認められる予定。	・比例責任制について明文の規定はない。	・比例責任制について明文の規定はない。	・特段の定めはない。 ※欧州委員会において、加盟国に対する勧告につき検討中。
(4) 職業賠償責任保険の加入	・任意	・任意 (但し、支払能力を備えるという一般的な要求はAICPAで求められている。)	・加入義務あり (協会(RSB)による規制) 法定監査人に対して、損害賠償責任保険への加入を義務づけ (係争毎の最低付保金額) ・100万ポンド(原則)	・加入義務あり (法令による規制(1969年デクレ)) 法定監査人に対して、損害賠償責任保険への加入を義務づけ (係争毎の最低付保金額) ・250万ユーロ	・加入義務あり (法令による規制(経済監査士法54条)) 法定監査人に対して、損害賠償責任保険への加入を義務づけ (係争毎の最低付保金額) ・上場会社監査 ・・・400万ユーロ ・非上場会社監査 ・・・100万ユーロ	・特段の定めはない。 ※欧州委員会において、加盟国に対する勧告につき検討中。
15. 監査法人の設立 ① 必要人数 ② 特別の要件	① 5人以上 ② 内閣総理大臣へ届出、日本公認会計士協会に登録。	① 特に定めなし ② 上場会社の監査を実施するには、PCAOBへの登録が必要。	① 特に定めなし ② 上場会社の監査するにはPOB(専門監視団体)、非上場会社の監査を実施するには、自主規制団	① 特に定めなし ② 監査を実施するには、地方会計士協会に申請し、控訴院への登録が必要。	① 特に定めなし ② 監査を実施するには、WPKへの登録が必要。	① 特に定めなし ② 法定監査を実施するためには、登録が必要。

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
			体に登録が必要。			
16. 監査人の監督体制	<ul style="list-style-type: none"> ・監査全般について、金融庁、公認会計士・監査審査会が監督。 ・監査全般について、日本公認会計士協会による自主規制。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社の監査を行う監査事務所について、PCAOBが監督。(PCAOBはSECの監督を受ける。) ・非上場会社の監査について、AICPAによる自主規制。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社の監査を行う監査事務所については、POBが監督。 ・自主規制団体(ICAEW等)による自主規制。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社の監査を行う監査事務所については、AMFが監督。 ・自主規制団体(CNCC)による自主規制。 	<ul style="list-style-type: none"> ・WPKによる自主規制。(WPKは決算書監査人監視委員会(AOC)の監督を受ける。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各国において、公的監視システムを組織することが必要。
17. 外国監査法人の登録	<ul style="list-style-type: none"> ・外国監査法人に登録は求められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・米市場の上場会社及びその重要な子会社等を監査する外国監査事務所に登録が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国監査事務所に登録は求められていない。(但し、第8次指令により求められる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・仏市場の上場会社を監査する外国監査事務所に登録が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独市場の上場会社を監査する外国監査事務所に登録が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州各国市場の上場会社を監査する外国監査事務所は登録が求められる。
18. 検査	<ul style="list-style-type: none"> ・上場・非上場を問わず、全ての監査について、大手監査法人には2年に1回、それ以外の監査法人には、3年に1回、日本公認会計士協会が品質管理レビューを実施。 ・公認会計士・監査審査会は、品質管理レビューをモニターし、当該結果に基づき、検査可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社の監査について、大手監査事務所には毎年、それ以外の監査事務所には、少なくとも、3年に1回、PCAOBが検査を実施。 ・非上場会社の監査については、原則3年に1回、AICPAによるピア・レビューを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社等の監査について、原則、3年に1回程度、監査検査団体(AIU:FRRCの下部組織)が検査を実施。 ・非上場会社の監査については、自主規制団体が検査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社の監査について、3年に1回、CNCCが検査を実施。 ・上場会社以外の公開会社については、5年に1回、CNCCが検査を実施。 ・監査人監督機関(H3C)が自主規制団体による検査結果をレビュー。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場・非上場を問わず、法定監査について、少なくとも、3年に1回、WPKが検査を実施。 ・決算書監査人監視委員会が、WPKによるレビュー報告書を査閲。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益事業体の監査について、少なくとも、3年に1回、品質保証レビューを実施。 ・非公益事業体の監査については、少なくとも、6年に1回、品質保証レビューを実施。

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
19. 日本公認会計士協会 (1) 会計士協会の自主規制	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士及び監査法人は、日本公認会計士協会に加入しなければならない。 ・会員に対して、品質管理レビューを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士及び監査事務所は、AICPAに加入義務はない。 ・会員に対して、ピア・レビューを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士は、法定監査人となるには、自主規制団体のうち、いずれかに加入しなければならない。(加入すべき団体は、監査に関する規則を定め、遵守させる団体(RSB)及び資格付与団体(RQB)) ・会員に対して、非上場会社の監査に関する検査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査役は、CNCCに加入しなければならない。 ・会員に対して、監査業務のレビューを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士は、WPKに加入しなければならない。 ・会員に対して、監査業務のレビューを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の定めなし
(2) 会計士協会のガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会に設置された綱紀審査会が、懲戒処分を決定。 ・綱紀審査会の委員(7名)は、理事(公認会計士)が選任するが、2名以上は、公認会計士以外の学識経験者でなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非上場会社監査では、主に、ピア・レビュー委員会(CPCAF)の理事会が、懲戒処分を決定。 ・CPCAFの理事会は、以下から構成。 ①100社超の証券発行者を監査する会員事務所の代表(常任) ②100社以下の証券発行会社を監査する会員事務所か7名(任期3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主規制団体に設置された職業専門家規範理事会(PCD)の中の懲戒委員会等の委員会が懲戒処分を決定。 ・委員は14名以上、うち少なくとも1/4は公認会計士以外の者でなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方懲戒委員会が会計監査役に対する懲戒処分を決定。 ・地方懲戒委員会は、裁判官、学者等、会員以外の者も多数含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・WPKにある品質管理委員会が、主に懲戒処分(重大な違反を除く)を決定。 ・品質管理委員会は、経済監査士及び宣誓帳簿監査士から構成され、独立性が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の定めなし
20. 継続教育制度(CPE)、開業資格更新制度	<ul style="list-style-type: none"> ・受講義務あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講義務あり ・CPEの取得等を条件に、3年に1回の開業資格更 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講義務あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講義務あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講義務あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講義務あり

項 目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
		新制度を要求(州により異なる)				